

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和2年4月17日（金）
- 2 開会日時及び場所
令和2年4月17日（金） 午後1時45分
防府市役所4号館3階 第1会議室
- 3 閉会日時 令和2年4月17日（金） 午後3時00分
- 4 委員氏名

(1)出席者（10名）

（1番）石川 眞平 （3番）中山 博祐 （4番）宇多村史朗 （6番）吉本 典正
（8番）古谷 修造 （11番）石田 卓成 （13番）鹿角 清美 （14番）池田 圭介
（16番）内田 成男 （18番）藤井 伸昌

(2)欠席者（8名）

（2番）池田 静枝 （5番）井元 均 （7番）木原 伸二 （9番）光井 憲治
（10番）田村 正信 （12番）熊安 悦子 （15番）原田 道昭 （17番）三輪 栄一

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	内田 健彦
〃 事務局次長	伊藤 浩二
〃 農地振興係長	秋里 幸
〃 書記	益富 綾佳
〃 書記	富永 大志郎

6 提出議案及び報告事案

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について

て

報告第19号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第20号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第21号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知について

報告第22号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第23号 現況証明書の発行について

報告第24号 農地法施行規則該当転用届について

報告第25号 防府市内の農地貸借情報について

報告第26号 農地所有適格法人報告書について

報告第27号 畑地造成届出について

報告第28号 時効取得の届出について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

1番 石川 眞平委員

3番 中山 博祐委員

午後1時45分開会

○事務局 総会に入る前に御報告いたします。このたびの人事異動で事務局職員がかわりました。

○事務局（異動者）（挨拶）

○事務局 では、ただいまから令和2年度4月の月例総会を開催いたします。

本日は、御案内しておりますとおり新型コロナウイルスの感染防止のため総会成立に必要な最低限の人数の御出席とさせていただきます。過半数の委員が御出席ですので、会議規則第6条の規定により総会が成立することを御報告いたします。

なお、皆様のお席の間隔を空けて、また窓も開けております。それとともに会議の速やかな進行にも御協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

では、会長に御挨拶をいただいて、引き続き議長として議事の進行をよろしく願いいたします。

○藤井会長（挨拶）

それでは、議案審議に入ります。

本日の議事録署名委員さんは1番の石川委員さん、3番の中山委員さん、お願いいたします。

それでは、議案審議に入ります。

議案第16号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第16号から説明いたします。

議案書の1ページ、資料の1ページからになります。

議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。4件あり、いずれも所有権の移転です。目的はいずれも耕作規模拡大です。別途、営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番、鹿角です。議案第16号、1番について報告します。この案件は———の農地を———が譲り受けられる所有権移転の許可申請です。

場所は資料の1ページに———より———へ約300mのところですか。4月10日に現地確認を、———、———に聞き取りを中川推進委員と行いました。

譲渡人の———、———、———、———に話を伺いました。長年、営農はしておらず、その申請地を自己管理してきました。今回、———より申請地の譲渡の話をお聞きしたので、———と相談した結果、譲渡することを決めたということでした。今までこの申請地は———がトラクターや草刈り機により自己管理してまいりましたが、———、管理がなかなか難しくなったということで、またこの自宅の周りにもまだ2反ありますが、これも営農せず管理をしてきたということでした。このことから———への譲渡を———が了解し、譲ることを決めたということでした。

それから、譲受人の———によりますと、申請地は———の農業倉庫のすぐ近くにあり、以前に譲ってもらえないかという相談をしたことがありましたが、そのときには断られたということでした。

資料の2ページの営農計画書にありますように———のすぐ南側に川があります。その川の水を利用して稲の育苗に利用したいということで、この申請地を譲ってほしい旨を伝えたところ、———が申請地の管理が仕事の関係で忙しくなったので、そういうことであれば譲渡しますという返事もらったということでした。

また、農機具の保有状況については、全ては確認できませんでしたが、トラクター、田植機、乾燥機、コンバイン等は確認しました。

次に、農地法第3条2項について説明します。第1号の全部効率要件について譲受人は耕作予定、農機具保有状況から見て農地の全てを効率的に利用できるの見込まれます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については該当していません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断します。営農計画書にもありますように常時1名と繁忙期はパートを雇っておられるそうです。

それで5号の下限面積ですが、満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるので、転貸要件には該当しません。

7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保には支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。皆様方の御審議、お願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番は可決承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 11番の石田でございます。本案件ですが、参考資料の3ページ、ご覧いただければお分かりと思うんですけど、——から——のほうに向かって行ったところの小さな175m²の農地になります。譲渡人の——、譲受人の——、双方の話を伺っております。——が手放される理由ですけど、——しか——がいらっしやらず、現在、——と——にお住まいだということで今後管理できそうにないということで、ちょうどこの農地が——のお宅の——にあるので、——に持ちかけてみたところ引き受けてくださるということで、今回、3条申請が出されたものです。

——ですが、参考資料の4ページでございますとおり、機械等一通り、倉庫の中を確認してちゃんとございました。今回は自家用の野菜をつくるということでそれほどの機械は必要ないと思うんですけど、近くにお住まいということもあって適正に管理されているものと考えております。

以上、地元委員としては特に問題がないと思っておりますが、皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番は可決承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、御説明をお願いします。

○1番 1番、石川です。資料は5ページです。

議案第16号の3は——の土地を——が譲り受けたという申請です。

現地を4月8日と9日に確認を行いまして、4月8日にこの——とお話をしましたので、その結果を御報告します。

現地確認に2回も行ったのは、私もここに農地があることすら知らない——でしたので、まず

話をしに行く前に現場をちょっと見て、それから話しに行って、もう1度今度は翌日の作業に行っているよということでしたので、もう一度行ってみました。

場所は——の——のすぐ——にあります。周りは全部山でした。譲渡人と譲受人は——で、——が——のところからいらっしゃるということでした。14年ぐらい前から既に——が管理をしていますということでした。——は地元の方なので今までもいろいろ聞いていますが、この方はもう全部農地を手放して離農したいという考えの方ですので、今回、全部手放すということでお話を事前に聞いておりました。

現地は——ですが、ミカン、モモが植えられておまして、周りは竹がいっぱい、畑、そのまま放置していたので竹林になっていますが、その伐採は相当進められております。しかも手で1本ずつ切っているようですが、開墾しているという状況でした。

農機具も軽トラック1台、それから耕運機、草刈り機、噴霧器を確認いたしました。これだけあれば、あの場所ではできるのかなという気がします。

繁忙期には——が手伝われるということですが。

14年間、管理をされていますので、今までも収穫物があつたようですが、過去には——にも出荷をしていたということですが、ちょっと間で、——があつたので出荷は今休んでいますということで、今後増えてくればまた販売も検討したいということでした。

それから、農地法第3条の許可基準ですが、1号の全部効率要件については今言いましたように自分で周りを拡張されていますので、特に問題はありません。

2号、3号については該当しません。

それから4号ですが、農作業常時従事要件ということですが、この方、——に登録をされているようですが、——へ行っているとき以外はほとんどこの場所にいるということで問題はないと思います。

それから5号の下限要件ですが、今回の譲り受けだけでオーバーしますので問題ありません。

それから6号は該当しません。

7号の地域との調和要件については、水も何もないところで水も自分で運んでいくということですので、特に地域調和というか、周りに関係する農家がない状況です。周りの畑を大分作業上、自分で刈っている、切っているという状況なので、特に問題はないと思います。

以上です。皆様の御審議よろしく申し上げます。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番は可決承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番、内田です。当該地は7ページですが、————より——へ500m程度離れておりますが、————の————ぐらにある——という集落でございます。

4月8日に事務局2名と私とで現地確認、その後、譲受人、その当日、————に直接お会いし、御意見と対話確認をさせていただきました。本来なら原田委員がこの担当でございますが、所用により出られないということでございまして、最初から私のほうで対応させていただきました。

現地は————10m程度しか離れておりません。田が1筆、畑が4筆、計1,600m²余りの農地ですが、——にお住まいの————ですが、これはこの——の出身の方ですが、長年こちらに帰って来られることはなくて、ずっと農地は所有されていたということですが、従来から——が管理をされていたものです。今回、ぜひ購入してほしいという要望があったようでございます。一部、畑は竹林になっております。この農地はずっと——が草刈りなどをされていたんですが、ちょっと高台になるともう手が負えないということで竹林になっている。ただ道を隔てたところは田んぼになっていまして、ここは十分管理されていました。

——は1.2haの農地をお持ちですが、主にビニールハウスでガーベラ、スターチ、フリージア等の花卉をやっておられて、野菜はピーマン、パプリカを主に営農されています。私も中へ入っているいろいろ見させてもらいました。水稻は飼料米を4反余りやっておられます。購入後のこの田んぼについてはハウスを建設すると、従来花卉、フリージアとかスターチを栽培したいとの御意向でございました。

営農計画書のとおりですが、耕運機がテントハウスの中にあっただんですが、そのほかに農機具は十分あったと思います。ですから、主にビニールハウスの中での耕起とかですから、トラクターなんかはないんです。水稻はどうされていますかと聞いたら、————が田んぼを持っておられるので、そこからトラクターを借り入れて水稻をつくると、苗も——のほうからもらってくるという格好でございます。この方はハウス経営で生計を立てておられますので問題はないんですが、農地法第3条の2項1号から7号まで全く問題はございません。農地法3条の3項についても問題はございません。

したがって、本案件は3条の許可基準を十分満たしていると思います。問題はないと考えておりますが、皆様方の御審議をお願い申し上げます。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

す。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番は可決承認いたします。

続きまして、議案第17号、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第17号について御説明いたします。

議案書は3ページ、資料は9ページからとなります。

議案第17号農地法第4条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は1件で、転用目的は自己用住宅です。農地区分は集団農地面積16.2haの農地で施行令第5条第1号に該当する第1種農地です。許可該当法令は施行規則第33条第4項の集落接続です。開発許可申請準備中です。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、地元委員さん、1番の説明をお願いします。

○8番 8番の古谷です。議案第17号の1は—————相続で受けた宅地と畑地に自己用住宅を建てたいとする申請でございます。

4月8日の午後、吉本小委員長さんと事務局の2名の方で現地確認をいたしました。なお、現地確認の前に—————と、また現地確認後、—————とヒアリングをいたしましたので、この結果について御報告をいたします。

この農地はお手元の資料の9ページ、これは少し場所が分かりづらいですが、10ページをお開きいただきますと—————でございます。—————のほうに約100mのところにあります。

12ページの事業計画書に記載がありますように、現在、—————
—————自分の土地に自己用住宅を建てる計画をされたものでございます。

なお、資金繰りについては—————の申し込みをされており、この今日、これが通れば4月20日に決定がされるということのようでございます。

ここは1種農地ですので、本来であれば農地転用は難しいわけですが、今報告のありましたように施行規則第33条第4号、集落接続、これによりまして特に問題はないということでございます。

この農地の場合、自己用住宅の建設のために2つの審査基準がございます。1つは立地基準ですが、周辺の他の農地ではこの目的を達成することのできない場合はよいとの規定があります。2つ目の一般基準では確実に転用されるかということですが、これは先ほど御報告したとおりでございます。また周辺の営農条件に悪影響を与えないかということについては合併浄化槽による汚水の処理であり地元水利組合の承諾もあります。特に支障はないものと判断をいたします。

報告は以上ですが、地元委員としては、この農地転用については特に問題がないと判断いたしますが、皆さんの御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、17号の1はこれで承認いたします。

続きまして、議案第18号、事務局お願いいたします。

○事務局 議案第18号について御説明いたします。

議案書は4ページ、資料は15ページからとなります。

議案第18号農地法第5条の規定による許可申請についてで、うち1件、受付番号3が取り下げになりましたので、今回の許可申請件数は4件です。この4件の転用目的の内訳ですが、店舗敷地拡張が1件、貸駐車場が1件、自己用住宅が1件、自己用住宅敷地拡張が1件です。

受付番号1は、店舗敷地拡張です。農地区分は集団農地面積0.03haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため第2種農地と判断します。

受付番号2は、貸駐車場です。農地区分は集団農地面積0.03haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため第2種農地と判断します。

受付番号3は取り下げとなっていますので、受付番号4を御説明いたします。

受付番号4は、自己用住宅です。農地区分は集団農地面積12.6haの農地で施行令第12条第1号に該当する第1種農地です。許可該当法令は施行規則第33条第4号の集団接続です。開発許可申請準備中です。

受付番号5は、自己用住宅敷地拡張です。農地区分は集団農地面積0.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため第2種農地と判断します。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○14番 第14番農業委員の池田圭介です。議案第18号の1について御説明いたします。

議案第18号の1は、事業計画書によると—————所有の土地を—————が購入され、駐車場にしたいという案件でございます。

4月9日木曜日、10時過ぎから事務局の方2名と鹿角委員と私の4名で現地確認をいたしました。まずは—————には4月10日金曜日、13時50分ごろ電話にて聞き取り調査を、—————には4月11日土曜日、15時ごろ現地にて聞き取り調査を行っておりますので、その結果に

ついて御報告をいたします。

現地はお手元の資料15、16、17ページのとおりですが、————、————を防府市内から————に向かって行くと——に——という————があります。その————の————が当該地であります。

申請者に話を聞いたところ、————を開いており、年に4、5回、————を招いてイベントを行っていますが、そのときは来客が多く、店の前にある既設の駐車場、約10台分では足りないのを新たに——を買い受け、8台の駐車場を設置したいとのことでした。事業計画書にはこれから設置されるようなことが記載してありますが、現地は既に駐車場として使用しておられることから追認する形で承認することになろうかと思えます。

資料15ページにあるように、この農地区分は第2種農地です。周辺の他の土地では達成できる場合は不許可となります。申請者の——を購入し、駐車場として利用するものであり他では達成できないものと思われま

す。次に一般基準ですが、転用の確実性や転用面積から見て適当と思われ、周辺の営農への支障も考えられないことから許可基準を満たしていると思われま

す。地元委員としては、本来なら事前に承認をとるのが必要なところをこのたびは事後承認の形にはなりますが、承認してもよいのではないかと判断いたしました。皆様の御審議よろしくお願

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○11番 始末書が出ていますか。

○事務局 事務局から説明いたします。始末書は提出されております。

○藤井会長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。1番を御承認いただける方、挙手をお願い

いたします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番は可決承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○3番 3番、中山です。議案第18号の2は————と————の農地を————が譲り受け貸駐車場へ転用されるという申請になります。

資料が21ページからとなります。現地確認を4月9日、事務局2名と宇多村小委員長と行いました。また、後日、ヒアリングを譲渡人の————から電話で伺いましたので御報告いたします。

資料の22ページをご覧ください。現地ですけれども、場所は————の————になりま

す。約300m行ったところになりまして、現在、この田の四方は全部宅地化されております。譲渡人の——と——は——で、ともに今——に住まわれておりまして、維持管理、草刈りのみ業者にやっていただいているということです。

近年、この草刈りに関して近所から刈った後の草についてちょっと危ないんじゃないかということで苦情が来ていまして、それで困っていたということです。この今、現在、25ページをご覧ください。今回、転用申請を出されているのが——で、既にその隣の——というのが——の駐車場で使われております。ただこの駐車場だけだと向きを変えるときに道のほうに出ないといけなくて、この道というのはすごく狭くて、狭いんですけども朝の通勤時間中は——関連の車の近道に使われておりまして結構交通量が多いところで、そういった意味ですごく危ないということでした。今回、転用の話が出て駐車場を広くして安全面を確保できるということで、譲渡人としてはすごくうれしいということでした。譲受人の——ですけれども、この駐車場の下の地図でいくと23ページ、下の——というふうに宅地があるんですけども、こちらが——らしくて、こちらでちょうど——から私が土地を管理されますということで話があって、地元としても長年耕作放棄地だったので、これがなくなり交通事故の不安もなくなりということでよろしいんじゃないかということで、歓迎すべき転用かなと思っております。

以上、皆様の御審議よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願ひいたします。

○11番 朝、——の車がすごくとばされるということだったんですけど、確か通勤路は決まっていますそれ以外のところは通ってはいけないルールになっているみたいで、もしよければ会社に言われたらいいんじゃないかと思うので、参考までに。

○3番 ありがとうございます。ここ、すごく細くてすれ違えないところなんですけど、意外に多いところでして、今回本当によかったなと思っています。

ありがとうございます。

○藤井会長 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので採決に入ります。2番、御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番は可決承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番、石川です。資料33ページからです。議案第18号の4は——の農地を——が借り受け、自己用住宅を建設したいという申請です。

現地確認を4月9日に宇多村小委員長さんと事務局2名と一緒に行いました。それから4月14日に——及び——と行いましたのでその結果を報告いたします。

現地は、——からへ500mぐらいちょっと下ったところにある——にあります。貸出人の——と借受人の——は——です。ここ、——としてここへ家を建てたいということだろうと思います。——は6反ほど水稲を現在も作付されており、——はそれを多少、今は手伝っているということです。だんだん年もとってくるので、この際、近くに家を建てさせて手伝ってもらおうということで、こういう話になったということでした。

現地は第1種農地ですが、説明があったように集落接続ということで転用は認められるということです。

それから、排水をする農業用水路が狭くて今草ボーボーでしたので、これはぜひ掃除をしてくださいというお願いをしておきました。地元の水利とも話ができていますし、——については——を過去にはされているようで、地域との問題もないということでした。大変農地としては続いていいところなんですけど、こういう状況ですのでやむを得ないかなと思っております。

皆様の御審議よろしくお願いたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○6番 6番、吉本です。36ページの事業計画書の中に住宅の同居予定者の中に——が認められないのはどういうことでしょうか。特に問題はないと思うんですけど。

○藤井会長 どうです、地元委員さん。

○1番 それすみません、気がつかなかったですが。

○藤井会長 事務局、何か。

○事務局 すみません、これは記載漏れです、申し訳ございません。御本人さんも住まわれます。

○藤井会長 よろしいですか。

○6番 はい、わかりました。

○藤井会長 書き加えてください。

ほかに御意見ございませんか。どうぞ。

○3番 3番、中山です。事務局にお聞きしたいんですけど、第1種の集落接続というのは具体的にこういう条件なら集落接続だよとか、そういった決まりというのはあるんでしょうか。

○藤井会長 事務局。

○事務局 規則の第33条第4号に記載があるんですけども、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものというふうに記載されております。これが一団の集落を形成しているものからにじみ出して住宅とか

事務所とかが建てられるような場合です。既にある集落に接続して拡大して住宅が建つような場合のことです。

○3番 それを集落接続だよというふうに決めるのは事務局で、これはオーケーだ、オーケーじゃないというふうに決められるんですか。

○事務局 事務局はというか、農業委員会としてということです。

○3番 農業委員会としてこれを集落接続として認めるかというような。

○事務局 そうです。

○3番 わかりました。ありがとうございます。

○藤井会長 距離か何かがあるんじゃないかった。おおむね何mとか。明記してあるのでは。

○事務局 数字的には明記はないんですけども、要はその地域の実情に応じて集落に接続しているかしていないかというふうに考えるようになります。例えば、——であったり——であったりと、家と家の間が遠いというか隣接していないところであれば、ある程度、基本的には隣にある、集落の隣、先ほど言ったにじみ出るといって隣接しているというのが基本的な考え方なんですけど、その地域の特性に応じてそこは運用というか、隣接していると判断できるかどうかというところを見えています。それが過去こういう形で許可を出しているところがベースというか物差しにはなっています。

○藤井会長 よくわからない。例えばこのにじみ出し方の問題なんだけど、例えば18号の4は、これ33番の図で見て申請地の隣の線のところ右、田んぼ1つ離れたところにあっても解釈次第では出るという判断でよかったかね。

○事務局 今、この申請地の右側を仮にということですよ。取り方にもよってくるんですけど、基本的には当然真ん中じゃなく、その端というか道路に接しているところをお願いというか申請をしていただくようにはなっています。

○藤井会長 けども、これも集落接続になる……

○事務局 可能性はあります。

○藤井会長 じゃあ、その隣の土地だったらどうなる。

○事務局 この隣であれば、今、線が入っているところの右ですよ。ここであれば、恐らく無理と。

○藤井会長 やっぱり何かあるだろう。

○事務局 それが先ほどの数値的なものは国や県で示すものはないんですけど、おおむねという形で接しているということの通知があって、この辺はある程度の幅があるというか地域の実情ということで、要は裁量の幅が地方というか各農業委員会に任されているという状況になります。

○藤井会長 今までにそういう極端な例はなかったのかもしれないけども、少なくともこの委員会でこれは集落接続に当たらないんじゃないかと出てきたことはないもんね。それは事務局が受け付

ける時点で選択しているということかね。

○事務局 そうです、農水省でケース事例という形でどういったものが集落接続に当たるかという事例集というのがあって、基本的にはそれに照らし合わせてやっているというような形になるので、各農業委員さんに個別、これが1種だ2種だということをお願いしているわけではないんですけど、事務局のほうでその辺の判断は過去の例も踏まえながら国の基準を適用していると、どうしても過去こういう形で許可を出しているというような例があったら多少そちらのほうに寄り添うような形で見ていかないと、要はこっちはできてこっちはできないというような状況もあってはいけないので、その辺を踏まえながら設定しているという形になります。

○藤井会長 今回の場合は明らかに集落接続でもいいんだけど、ちなみにこれは2面に面しているけど、これは私道じゃないよね。

○事務局 私道じゃなく、申請がもうここで出てきて……

○藤井会長 わかりました。それでよろしいですか。

○3番 はい。結局のところケース・バイ・ケースで、第1種も完全に守られていないということかなということでした。

○藤井会長 そう言われると次行きにくくなるじゃないか。

○事務局 事務局から、例えば懸念される農地の真ん中に、それこそもっともっと寄ってという……

○3番 それは当然なんですけれども……

○事務局 委員さんにすぐ報告して、グレーな感じになればすぐに委員さんに報告して御相談したり、それは通らないでしょうという時点でそもそも移動してもらっている例もたくさんあります。大事なのは営農に支障がないかどうかを事務局が判断して、先に抑えている例もありますし、グレーであれば委員さんに御報告をいたします。

○11番 ただあれですよ、農家住宅だったらどーんとど真ん中でもできますよね。

○事務局 農家住宅だからとは、事務局では考えてはおりません。

○11番 そうですか。

○事務局 営農に関しての、田んぼのど真ん中は当然だめですし、道と道の間、できる限り道に接して農業の邪魔をしないように、それが全ての基本と考えておりますので、農家住宅においても同じ話をお伝えしています。

○11番 いいですか。いつも思うのがよその地域とか見に行くと広大な田んぼがあって、住宅は周りに全部寄せてある、農業を本気でやっている地域にはそういうところが多いんですけど、防府の場合、悲しいかな田んぼの中に家がたくさんあって、圃場整備とかやろうかというときにも本当大変なあと、計画とかなかったのかなと、農業しながら悲しく思っているんですけど、何か違いがあるんですか。どうやったら防府みたいな状態になってどうやったらよそみたいにちゃんとした農

地、例えばこの辺なら——とかはそんな感じですよ。

○事務局 最初、なぜ集落が形成されたかは、もともと宅地だったのかどうかは定かではないんですけど。

○藤井会長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので採決に移ります。4番、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番は可決承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番、石川です。資料は39ページからです。

議案第18号の5は、——の農地を——が借り受けて駐車場を拡張するため転用したいという申請です。

現地確認を4月9日に宇多村小委員長さん及び事務局2名と一緒に行いました。それから4月8日に——と、それから4月13日に——、——とヒアリングを行っています。その結果を報告します。

現地は——から——へ300m程度行った——の——にあります。——をずっと行って最終地点の予定になっている部分、——に上がる途中になります。

——は当該農地の隣に今、——と書いてあります、39ページの地図です、——と書いてありますが、これが——になります。この家を取得して数年前に越して来られました。——とで全部で5台車があるそうです。今何とか置いて置ききれない車は遠くに土地を借りて置いているようですが、大変困っているということです。そのため、——に相談したところ了承が得られて借り受けることになりました。——は農地を保有していますが農業はされておられません。全て貸し出しているという状況です。今回のこの農地も——という方と小作契約を結んでおられます。——の了解も得られたので、貸してあげましょうということで、大変困っておられてしょうがないので貸しますということなのですが、議案書の14ページ、報告21号の中の一番目にあるこれが——との解除の合意になります。

当該農地の周りはこの39ページの地図で見ると農地がたくさんあっていいように見えるんですが、太陽光がいっぱいできているところでした、太陽光か、休耕が結構荒れているか、田んぼをつくっているところが一切ありません。特に近隣への影響はないと思われまして、ほんの一部ですので水路等の影響もありません。ちょっと気になったのが今回貸借なので、ここ段差が1mぐらいあるところを貸して駐車場を広げるということなので、その辺は気になるところですが、将来は買

いたいという意向もあるということでした。

大体、以上です。皆様の御審議よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願ひします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。5番、御承認いただける方、挙手をお願ひします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番は承認いたします。

続きまして、議案第19号と第20号を一括上程させていただきます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案第19号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、御説明させていただきます。

議案書5ページから内容を記載しておりますのでご覧ください。

議案第19号については、令和2年4月24日公告予定の利用権設定が14件提出されております。農地の集積面積は14万1,070m²でございます。内容としまして使用貸借権の設定が7件、賃貸借権の設定が7件、新規11件、再設定3件となっております。

計画の内容は議案に記載してあるとおりでございます。

続きまして、議案第20号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。

議案書9ページから内容を記載しておりますのでご覧ください。

議案第20号につきましては、県で公告予定の利用権設定が9件になります。内容としまして議案第19号の番号6番から14番までについて、公社から貸し付けを行うものになります。

以上でございます。御審議よろしくお願ひします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。地元委員さんで補足説明が必要と思われるものがあれば、説明をしていただきながら審議を進めたいと思いますのでよろしくお願ひします。何かございますか。

○16番 16番、内田ですが、ここに—————という名前が出てきますが、これは2月に—————ですが、今どんどん農地の集積を図っております。毎月、役員会を私どもも出るんですが相当、30haまでは広げたいというような意向です。当面は16haぐらいでスタートしますが、農業機械も大型機械がどんどん入っていますから、トラクターも90馬力が1台、50馬力が1台ぐらいでドローンも1台入れる予定でございます。そういうふうな状況ですから、どんどん集

積が始まると思いますので、いずれ営農認定農業者の方も歳をとっておられるので、徐々にこういうふうな格好になっていくと皆さん方にお知らせいたしておきます。

以上です。

○藤井会長 ほかに何か御意見ございませんか。どうぞ。

○11番 20号の一番——ですけど……。会長ですか。

○藤井会長 私のです。

○11番 一番の方は同じ——の方なんですけど……

○藤井会長 ここは——地区でいずれは圃場整備を前提に集積を進めたいという思いで数少ない担い手の1人としてこの人頑張ってもらおうという思いで今回中間管理機構を通して農地を分け合ったという形ですけど。

○11番 そうなんです、わかりました。——が一緒だったので、どうだったのかなと思って、ありがとうございます。

○藤井会長 ほかに何かございませんか。

○11番 5ページ、19号、——がここで出ているんですけど、これって何か——が——に入られていたと思うんですけど、——が借りられて、その——がつくという形になるんですか。

○16番 そうです。この大体、——という地区は面積的には随分広範囲に圃場整備がかかるんです。ただ個人で営農されている方が点在するわけ。だから、——については結構圃場整備をした農地であるんですけど、まとまっていないというのが現状なんです。そういうところをこういうふうに——がやっておられるので、——のほうに貸し出す予定なんですけど、まず——のほうへうちの田んぼ預かってくれという御依頼があったんですけど、結局——のほうに——なんです、——の預かりよりも。だから、とりあえず地権者はそっち側のほうに持って行ったと。ただ——も——ですから、——の応援はされています。役員じゃないんですけど、草刈りであるとかそういうふうな応援はされております。だから、——も随分——の理事さんが多いんですけど、助かっておられます。だから、大いに1年中の作業じゃなくて——の応援をされているというぐらいの状況。

○11番 ありがとうございます。

○藤井会長 ほかにございませんか。——、再設定があるけど、これ何で再設定になったんですか。

○16番 どうですかね、契約期間はどうなっているんですかね。私も——のほうはよくわからないんですけど。

○藤井会長 1年か何かのお試し期間みたいな設定だったんですかね。

○16番 最初短かったんじゃないですか、これ。よくわからない。私は地区が違うので把握はしていないんですけど。

○藤井会長 事務局、何かわかりますか。

○事務局 恐らく当初どなたかに貸されていて、今回、—————にかわったんじゃないかと思うんですが、すみません、ちょっと過去の……

○16番 これは恐らくですが、認定農業者がこの地区の方でこの—————であるとか—————であるとか、—————とかありますが、これは一部認定農業者がつくっておられたんです。だから、その方が返納されたということもあると思うんです。で、—————のほうへ移ったという格好になっているんだろうと思いますけど。

○藤井会長 合意解約の報告書の中にそれに該当するのがありますか。ないよね。

○事務局 すみません、台帳を見ればわかるんですけど、解約が事前にされている可能性がありますので。

○藤井会長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第19号、議案第20号、御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、19号、20号は承認、可決します。

続きまして、報告事項が19号から28号までございます。

目を通していただいて何か御意見がございましたらお願いします。どうぞ。

○11番 20ページの農地の貸借の状況ですけど、これは多分、表を見るに値段がついている分だけを計算されているんだろうなと思うんですけど、使用貸借のただのがほとんどなわけであって、そこも含めた平均額を出すべきじゃないのかなと、今、この表を見ながら思ったんですけど、本当に限られているやつしか出ていない、全体的なものをこれじゃつかみにくいと思うんですけど、その辺に関して……

○事務局 今、こちら20ページ、まず左肩に使用貸借があって、その隣に賃貸借契約があると、その1個隣、全契約というのがあるんですけど、こちらが有償契約等をまず分子にして、使用貸借と賃貸借の件数、これを合わせたもので平均を出したものがここの全契約というところに入っています。

○11番 わかりました。

○事務局 すみません、ちょっと表がわかりにくいんですけど。

○11番 いや、使用貸借の欄を見ていなくて言っていました、ごめんなさい。

○藤井会長 全契約の平均を出す意味があるかどうかは別として。何かありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 それでは、議案審議を閉じたいと思います。

午後3時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 4月17日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員